

令和8年度鳥取県ふるさと納税パートナー企業募集要領

令和8年3月6日施行

1 目的

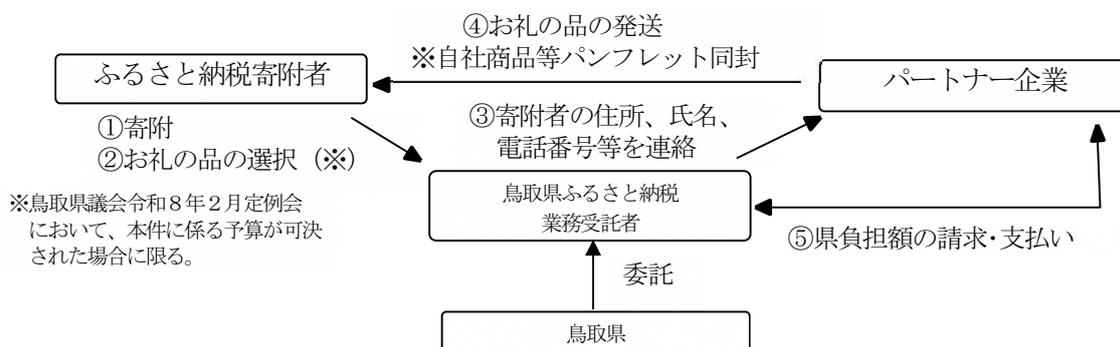
鳥取県では、ふるさと納税制度により、寄附者へ商品やサービス（以下「お礼の品」という。）を贈呈することにより、本県への寄附促進と県産品等のPRや販売促進等との相乗効果を図っている。

本要領は、上記お礼の品を提供していただく企業等（以下「鳥取県ふるさと納税パートナー企業」という。）について必要となる事項を定めるものである。

【ふるさと納税制度とは】

個人の方が、故郷や応援したい自治体に寄附された場合、2千円を超える部分について、一定の限度額まで所得税や住民税から全額が還付・控除される仕組みです。

2 主な事業の流れ



3 鳥取県ふるさと納税パートナー企業の要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。ただし、以下の要件をすべて満たした企業等でも、鳥取県が適当でないと判断した場合には、お礼の品提供事業者として認めない。

- (1) 鳥取県内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場がある法人、その他の団体及び個人事業者であること。ただし、鳥取県が特に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 各種法令を遵守した生産、製造又はサービスの提供等を行っている者
※別添「誓約書兼同意書」の提出が必須です。
- (3) 鳥取県税に滞納がない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員でないこと
- (5) お礼の品について適切な品質管理及び寄附者からの信頼確保等に努め、責任ある対応ができること。
ただし、上記にかかわらず次のいずれかに掲げる者は除く。
 - ① これまでにパートナー企業として適切に対応しなかった者。
 - ② これまでにパートナー企業としてお礼の品に関する寄附者からの問い合わせ等への対応について、県から改善策の提出を求められたにも関わらず、それを提出しなかった者。

4 対象となるお礼の品

(1) 要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。ただし、以下の要件をすべて満たした物品・役務でも、鳥取県が適当でないと判断した場合には、お礼の品として認めない場合がある。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項に規定する返礼品等に係る基準を遵守したものであること。

イ 鳥取県内で生産・製造されている商品、栽培等されている農林水産物及び県内での宿泊・体験サービス等で、本県の魅力発信や地域産業の振興に資するものであること。

※ 農林水産物や加工品、県内での宿泊、体験、施設利用券等を想定していますが、それら以外にも提供可能なユニークなアイデアについて、数量限定・季節限定のものでも構いませんので、幅広くご検討いただくようお願いいたします。

※ 寄附者に注目されそうなお礼の品として、特に次のようなものも考えられます。

- ①定期的に寄附者へ発送するもの
(例：季節の果物・野菜、牛肉の様々な部位、季節に合ったお酒)
- ②満天の星空や雄大な自然など鳥取県の魅力が体感できる体験型返礼品
(例：鳥取砂丘や大山で行うアクティビティや中山間地域における民泊・ワーケーション)
- ③特産品等と体験を組み合わせたもの
(例：県内での農業体験後、収穫した農産物を提供)

ウ 不当景品類及び不当表示防止法、食品表示法、健康増進法、その他の各種法令等を遵守していること。
エ 商品の受発注を速やかに行うことができるものであること。
オ 業として提供している物品・役務であって、個人が私的に提供するものでないこと。
カ お礼の品に関する情報（物品・役務の写真及び説明文のデータ）が提供可能であること。写真データ等については、お礼の品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ場合には、利用の許諾を得ていること。

(2) 商品の提供数

1企業につき30品を上限とする。

(3) お礼の品に対する県の負担額（実際に県から事業者を支払われる金額）

次のとおり県の負担額を決定する。ただし、鳥取県が特に認めた場合は個別に県負担額を定める場合がある。

ア 一般の品

お礼の品に係る県の負担額は、お礼の品の価格（消費税及び地方消費税並びに東京までの送料を含む）を1.2で除した額以下とする。（ただし、100円未満を切り捨てる）

イ 福祉の品（福祉作業所が提供する品）

お礼の品に係る県の負担額は、お礼の品の価格（消費税及び地方消費税並びに東京までの送料を含む）と同額以下とする。（ただし、100円未満を切り捨てる）

※ 「県の負担額」は、寄附者へのお礼として、パートナー企業が寄附者へお礼の品をお送りすることに対し、その報償として県がパートナー企業へ定額をお支払しているものであり、申請いただいた内容をもとに決定します。

※ 「県の負担額」決定後の当該年度中の送料及び原材料費の変動等により、決定した県負担額での提供が難しくなった場合等は、変動後の商品価格等であらためて申請いただくことも可能です。その場合は速やかに「10 申込・問合せ先」へご連絡ください。

※ お礼の品を伴う寄附金額は1万円以上とし、「県負担額」をもとに5千円単位で鳥取県が決定いたします。

(4) 提供の対象となる寄附の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 発送していただく期間とは異なります。（例：3月末の寄附は、4月に発送の依頼をします。）

(5) 発送等

寄附者に対してお礼の品を発送いただく際には、鳥取県ふるさと納税業務受託者が発注する仕様書をもとにパートナー企業においてお届け日等の確認を行い、下記「11 留意事項」に示す留意事項に従って行っていただきます。

通常のお礼の品の発送は、令和9年4月末までに完了するようご協力をお願いいたします。

※定期便についてはこの限りではない。

(6) 総務省提出用資料の情報提供について

令和7年度より継続のパートナー企業様については、例年7月に、当年の10月1日～翌年9月末までの指定期間に対し、総務省への返礼品地場産品基準情報の提出が必要なため、6月中を目途に、地場産品基準情報のご提供をお願いしますので、ご協力をお願いします。

令和8年度新規で申請いただいたパートナー企業様についても、制度改正や提出書類の変更等により、追加の確認事項が発生する場合がありますので、ご協力をお願いします。

※期日までに地場産品基準情報のご提供がない場合は、当年9月末日を以て取下げとなりますので、ご注意ください。

※地場産品基準類型「3号」（県内加工の品）にあたる品については、令和8年より総務省から追加の書類提出を求めるよう示されています。対象の品をご登録のパートナー企業様については別途ご案内をいたしますのでご協力をお願いします。

5 個人情報の保護

パートナー企業は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別紙1「個人情報取扱業務特記事項」を遵守すること。

- ※ 寄附者の個人情報は、お礼の品の送付以外の目的に使用すること等はできません。
ただし、各企業のパンフレットの同封により、寄附者から直接パートナー企業への商品申込み等で入手された個人情報は、別紙1の対象外です。
- ※ 個人情報を含む情報の授受に関しては、パスワードをファイルに付ける等、漏洩防止対策を講じた上でやり取りいただきますよう、お願いいたします。

6 パートナー企業のメリット

(1) 企業名や商品名等を県がPR

県外の方へ、鳥取県ふるさと納税受付サイトや県が作成・配布するふるさと納税PRパンフレット等を通して、企業名、商品名等をPRできる。

- ・PRパンフレットは県にゆかりがある方を中心に配布予定です。
- ・次の民間サイトにおいて寄附の受付をしており、インターネットを利用した寄附申込みが多い状況です。なお、新たな民間サイトを追加する場合があります。
 - ① ふるさとチョイス (<https://www.furusato-tax.jp/city/product/31000>)
 - ② 楽天ふるさと納税 (<http://rakuten.ne.jp/gold/f310000-tottori/top.html>)
 - ③ さとふる (<https://www.satofull.jp/pref-tottori/>)
 - ④ ふるなび (<https://furunavi.jp/Municipal/Product/Search?municipalid=10031>)
 - ⑤ Amazon (<https://www.amazon.co.jp/fmc/furusato/region/中国/鳥取県?>)

※Amazon掲載の品について

Amazonサイトの仕様の都合上、鳥取県では期間限定の品の掲載は行っておりません。「申込期日：通年」「発送期日：通年」の品に限らせていただきますので、ご了承下さい。

- ・ホームページやPRパンフレット等の掲載にあたっては、申込みの内容に基づき、必要な調整（掲載内容・位置・順番・SEO対策）を行います。また、PRパンフレットは紙面に限りがございますので、全てのお礼の品は掲載いたしかねます。なお、掲載するお礼の品は、寄附者動向等を考慮し、県で決定いたします。
※SEO対策：上記の民間サイト内で上位に表示されるよう、商品名や商品説明文の構成などを調整（変更）すること。

(2) 自社商品の販売促進・PR

お礼の品発送時に自社商品等パンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが図れる。

※ただし、パートナー企業によるパンフレットの送付は、お礼の品発送時の同封に限らせていただきます。

7 申込受付期間

通年を通して随時受付を行います。

※令和7年度から継続のパートナー企業様におかれましては、令和8年3月15日(日)までに継続のご連絡と誓約書兼同意書のご提出をお願いいたします。県の承認が得られた品からパンフレット掲載の品を選定させていただきます。

※新たな品の申請については、総務省への事前確認にお時間がかかる場合がございますことをご了承下さい。（詳細：「9 パートナー企業及びお礼の品の決定について」（1）参照）

8 申込方法

- (1) 以下の資料に必要事項を記入し「10 申込・問合せ先」に示す鳥取県ふるさと納税業務受託者株式会社エッグへ電子メールにより提出すること。（鳥取県は令和元年7月よりふるさと納税受付業務を株式会社エッグに委託しています。）

<令和7年度から継続のパートナー企業様 提出資料>

- 誓約書兼同意書（昨年度から情報が何も変わらない場合、こちらのみの提出となります。提出がない場合は4月以降のサイト公開が停止となりますので、ご注意ください。）
- 企業情報申請書
※企業情報に変更がある場合のみ提出する。「(別紙2-1)令和8年度パートナー企業申込書(企業情報)」主に以下情報に変更がある場合は必ず提出してください。
 - ・会社名、住所、電話番号、代表者名、担当者、発注の連絡先メールアドレス、口座情報

●品情報申請書

※新しい品の追加や、既存の品情報に変更がある場合のみ提出する。「(別紙 2-2)パートナー企業申込書(商品情報)一般の品」

主に以下情報に変更がある場合は必ず提出してください。

- ・内容量の変更、商品価格、原材料(*1)、工程(*2)

(*1)、(*2)に変更が生じた場合は、総務省へ追加資料の提出が必要になる場合がありますので、必ずお申し出ください。

※令和8年度は県負担額、寄附金額の計算に変更がありますので、お礼の品の内容に変更がない場合も県負担額が変更される場合があります。新たな県負担額は決定通知書にてご確認ください。

<新規パートナー企業様 提出資料>

- 誓約書兼同意書
- 企業情報申請書
- 品情報申請書
- 品の画像

(2) お申し込みにあたっては、次の点に配慮すること。

ア お礼の品に関心をお寄せいただくためには、魅力的な見せ方や丁寧な説明が必要と考えられますので、食べたい、使いたいと感じる画像(お送りする状態だけでなく、調理し食べる直前の状態の画像など)で可能な限り高画質な画像(1,000ピクセル以上)を申込書と同時に提出すること。

※ 複数のお礼の品の画像を同時にご提出いただく場合は、画像がどのお礼の品のものか明らかとなるような形で提出をお願いいたします。詳しくは「(別紙 2-3)パートナー企業申込書(商品情報)説明及び記入例」をご参照ください。また、ご提出いただいた画像に、「鳥取県庁ふるさと納税」等のロゴを掲載させていただくことがあります。

※ Amazonではメイン画像は「背景白抜き」であることがルールのため、メイン画像で背景が白抜きになっているものをお持ちでしたら、ご提供をお願いします。

イ 専門用語を控え、商品の特徴を端的かつ誇張し過ぎない表現により説明すること。

ウ 確実に連絡が可能な連絡先を記載すること。

エ 民間サイトではお礼の品の種類によって事前審査が必要となる場合があるため、下記の品に関しては追加書類のご提出をお願いすることがある。

例：医薬品、医療機器・医療部外品、化粧品・健康食品、おせち料理セット、酒類、ライセンス関連商材、古物、役務提供

※ 申込書の作成及び提出に要する費用は、申請者が負担してください。

※ 提出後の書類等は、採用・不採用にかかわらず返却しません。

9 パートナー企業及びお礼の品の決定について

(1) 決定方法について

申込内容や企業活動、過去のパートナー企業としてのお礼の品の提供状況や寄附者への対応状況等を総合的に判断し、パートナー企業を決定し、その結果を当該申込者に通知する。

※ ふるさと納税制度において提供するお礼の品については、総務省において内容の確認を行うこととされています。「ふるさと納税制度の適正な運用について」(令和7年9月26日付総務省令第124号)。お申込みいただいたお礼の品については、原則提供開始前に総務省での確認が必要となるため、お礼の品としての決定まで、最長で4か月~5か月程度お時間をいただくことがございますことを御了承ください。

※ 総務省の確認において疑義が生じた場合は、疑義の内容に関してお礼の品の詳細をお尋ねすることがありますので説明や資料の提出など御対応をお願いします。

(2) パートナー企業の取り消しについて

県がパートナー企業として決定した後に、以下に該当した場合は、パートナー企業の決定を取り消すものとする。

ア お礼の品について(発送対応等を含む)寄附者からクレームがあるにもかかわらず、改善されないと県が判断したとき。

イ 申込み内容に虚偽があった場合又は県に損害を及ぼす行為があったと県が判断したとき。

ウ 鳥取県ふるさと納税パートナー企業の要件を満たさなくなった場合

エ 上記のほか、パートナー企業として不適切であると県が判断したとき。

10 申込・問合せ先

〒683-0812 米子市角盤町1-27-2 グッドブレスガーデン4F

鳥取県ふるさと納税業務受託者 株式会社エッグ

電話 0859-36-8004 ファクシミリ0859-21-0460 電子メール furusato_tottori@egg.co.jp

11 留意事項

(1) お礼の品の発送について

鳥取県からの寄附者に対する贈答品（お礼の品）としてふさわしい形で発送をしてください。

ア 鳥取県ふるさと納税業務受託者の発注メールを確認されましたら、できるだけ速やかに（1か月～2か月以内を目途に）お礼の品を発送すること。

イ 贈答品としての品質が保てるよう、商品の特性（常温・冷蔵・冷凍）、配送時期等を勘案し、適切な方法により発送を行ってください。特に生鮮品等や寄附額が高額な品については確実に受け取っていただけるよう、発送前に受取希望日（時間）を確認する等の対応を行うこと。

ウ 返礼品にかかる苦情、損害（発送遅延、商品の腐敗等）が発生した場合は、パートナー企業の責において対応していただき、解決に努めること。それを要因として県に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがある。

エ 生鮮品について、寄附者の責により品物が受け取られなかった場合（事前に確認のうえ、寄附者の指定どおり発送を行ったにもかかわらず、寄附者の事情により受け取られなかった場合）、再送を行わないこと。

オ 生鮮品以外の品について、寄附者の責により品物が受け取られなかった場合（事前に確認のうえ、寄附者の指定どおり発送を行ったにもかかわらず、寄附者の事情により受け取られなかった場合）の再送は、パートナー企業と寄附者間で再送料金寄附者負担のご了承が取れた場合のみ再送を行っても良いが、この場合において、県は再送に係る品物代及び送料の負担は行いません。

カ 天災、地震、その他不可抗力等により、寄附者及びパートナー企業の責に帰することができない事由により再送が必要となる場合については、県が再送付に係る送料を負担するため、事前に「10 申込・問合せ先」へ相談すること。

キ お礼の品が毀損して届けられた場合、配送業者の責任と思われる事案においても、パートナー企業から寄附者へ代替品を送付したうえ、配送業者と協議するなど対応すること。

ク 賞味期限、消費期限、内容量を確認した上で発送すること。

ケ この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本県との協議によるものとする。

(2) お礼の品に同封する資料について

ア 発送の際は、寄附者へのお礼の品（贈答品）であること、また寄附者に選んでいただいたことへの感謝の気持ちを込めて、送付状・お礼状・美味しい食べ方や楽しみ方の説明書などを同封し、寄附者に満足していただけるよう対応すること。

イ お礼の品の発送時に送付状等と合わせて各企業のパンフレットや商品案内等の資料を同封することはかまいませんが、別途寄附者の情報を活用してダイレクトメール等を送ることはできませんのでご注意ください。

(3) その他

ア 品の申請書内の地場産品基準内容において、パートナー企業の故意または過失により虚偽の報告があり、当該報告内容を原因として県が総務省による指定取消処分を受けた場合、県が当該処分期間中に通常得られたと合理的に見込まれる寄附収入（過去実績等を基準として算定）を損害として、パートナー企業に対して賠償請求することがある。

イ 寄附者の方の個人情報については、目的外に使用・漏洩することの無いよう、厳重に取り扱うこと。

ウ お礼の品のお届けに当たり、寄附者の方から問合せや苦情等が寄せられた場合には、各パートナー企業において責任をもって対応すること。また、トラブル事例については情報共有のため、速やかに「10

申込・問合せ先」へ報告すること。

エ パートナー企業は、鳥取県が必要と判断した場合は随時、鳥取県が求める書類等を提出し、また、実地調査の求めに応じること。

12 よくある質問

Q 1 : お礼の品が提供できなくなった場合はどうしたらよいですか？

A 1 : やむを得ない事情によりお礼の品を提供できなくなった場合（予期される場合も含む）は、受付を停止することが可能ですので、速やかに「10 申込・問合せ先」へご連絡ください。また、内容を一部変更する必要が生じた場合についても、同様にご対応ください。なお、民間サイトの更新は、可能な限り速やかに対応いたしますが、最長 1 週間程お時間をいただく場合がございます。

※ お礼の品は鳥取県ふるさと納税による寄附に対して贈呈する品として広く PR しますので、可能な限り年度を通じて同一の品を提供いただけるようご配慮ください。

なお、時期・数量に限りがあるものは、申込書の「申込期日」「発送期日」「限定数量」に記載してください。

Q 2 : 一時的にお礼の品の受注を停止することはできますか？

A 2 : 可能です。ただし、生産状況等により、一時的にお礼の品の発注に対応できない事態が生じた場合（予期される場合も含む）は、速やかに「10 申込・問合せ先」へご連絡ください。また、その他お届けに遅れが生じている等、寄附者の方へお知らせすべき事項についても、同様にご対応ください。

※ 寄附者への連絡をお願いする場合がありますので、対応をお願いします。

Q 3 : 寄附者と連絡が取れず、お礼の品を届けられない場合はどうしたらよいですか？

A 3 : 電話やメール等による連絡を複数回試みても連絡が取れない場合は、問合せ先へご相談ください。問合せ先から再度連絡を試み、なお不通の場合は、配達記録郵便等により連絡文書を郵送します。

Q 4 : 寄附者の方に販促活動を行ってもよいですか？

A 4 : お礼の品を発送いただく際に、企業や商品のパンフレット等を同封いただくことは問題ありませんので、この機会を活用して積極的に PR を行ってください。それ以外の機会に寄附者の情報を利用してダイレクトメール送付等の販促活動を行うことはできません。ただし、ふるさと納税を活用せずリピート注文をいただいた方等については、通常の顧客情報と同様に扱っていただいてもかまいません。

Q 5 : お礼の品の価格や送料が変動する場合、県の負担額の変更はできますか？

A 5 : 原材料費の変動等により決定した県負担額での提供が難しい場合等は、変動後の商品価格等であらためて申請いただくことが可能です。その場合は速やかに「10 申込・問合せ先」へご連絡ください。

Q 6 : 鳥取県ふるさと納税業務受託者から県の負担額が振り込まれるまで、どのくらいの日数がかかりますか？

A 6 : 通常は、請求書に不備の無いことが確認できてから、概ね 20 日程度で振り込まれます。なお、年末年始の繁忙期後や、季節の品の発送後の処理等においては、これによらない場合もありますのでご了承ください。

Q 7 : 県負担額・寄附金額の設定方法について教えてください。

A 7 : 原則として、以下の計算式にて県で設定を行います。（県が別に定めるものを除く）

【一般の品】

県負担額：（お礼の品の価格＋東京までの送料）÷1.2 ※100 円未満は切り捨てる

寄附金額：県負担額×10/3 ※5,000 円単位で切り上げる

【福祉の品】

県負担額：お礼の品の価格＋東京までの送料 ※100 円未満は切り捨てる

寄附金額：県負担額×10/3 ※5,000 円単位で切り上げる